共同体協定書（案）

（目的）

第１条　次条に規定する共同体は、次の技術研究開発を共同連帯して行うことを目的とする。

一　国土交通省委託（以下「委託者」という。）に係る○○研究開発（内容の変更に伴う研究開発を含む。以下「本研究開発」という。）

二　前号に付帯する研究開発

（名称）

第２条　前条に規定する本研究開発を行う共同体は、○○共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当共同体は、令和○年○月○○日に成立し、本研究開発の委託契約の履行後□ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

注）□の部分は、例えば３と記入する。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○会社

○○県○○市○○町○○番地

○○会社

（代表者の名称）

第６条 共同体は○○会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 共同体の代表者は、委託契約の履行に関し、共同体を代表して、入札及び見積りに関する権限、契約の締結に関する権限、復代理人の選任に関する権限、企画提案書の提出に関する権限、再委託に関する権限、委託者及び監督官庁等と折衝する権限、自己の名義をもって委託料の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限並びに各号に付帯する一切の権限を有するものとする。

２　共同体の構成員（以下「構成員」という。）は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（研究開発分担）

第８条 各構成員の分担は、次のとおりとする。ただし、研究開発分担の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○の研究開発

○○会社

○○の研究開発

○○会社

２　前項に規定する分担研究開発の価額については、運営委員会が別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本研究開発の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの研究開発分担の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその研究開発分担を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本研究開発を行うにつき発注した共通の経費等については、研究開発分担額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその研究開発分担に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（研究開発途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、共同体が本研究開発を完了する日までは脱退することはできない。

（研究開発途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが本研究開発の履行途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担研究開発を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担研究開発を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（知的財産権）

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途定めるものとする。

（協定書に定めない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○会社外１者は、上記のとおり○○共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書２通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

令和○年○月○○日

○○会社

社長　○○　○○　　印

　　　○○会社

社長　○○　○○　　印

マスプロダクツ型排水ポンプ設備（高出力タイプ）の研究開発

○○共同体協定書第８条に基づく協定書

国土交通省委託に係るマスプロダクツ型排水ポンプ設備（高出力タイプ）の研究開発については、○○共同体協定書第８条の規定より、当共同体構成員の分担研究開発および分担研究開発額を次のとおり定める。

記

分担研究開発および分担研究開発額（消費税及び地方消費税分を含む。）

○○の研究開発

○○会社　　　○○○円

○○の研究開発

○○会社　　　○○○円

○○会社外○○会社は、上記のとおり分担研究開発額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自保有するものとする。

令和○年○月○○日

○○共同体

代表者　○○会社　社長　○○　○○　　　　印

　　　　○○会社　社長　○○　○○　　　　印

以上